

川崎市学校情報セキュリティ基本方針に関する  
規程の一部を改正する訓令の制定について

川崎市学校情報セキュリティ基本方針に関する規程の一部を改正する訓令（案）

川崎市学校情報セキュリティ基本方針に関する規程（平成24年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「情報システム」の次に「並びにこれらに関連する施設、設備等」を加える。

第4条第2項中「管理体制」を「情報セキュリティ管理体制」に、「情報統括監督者」を「情報統括監理者」に、「教育長」を「教育次長」に改め、同条第3項中「情報統括監督者」を「情報統括監理者」に、「情報監督者」を「情報監理者」に改め、同条第5項中「情報システム責任者」を「情報システム管理者」に改める。

第5条中「情報統括監督者」を「情報統括監理者」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「情報システム責任者」を「情報システム管理者」に改める。

第8条中「情報統括監督者」を「教育長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 制 定 理 由

学校の情報セキュリティ管理体制における教育次長の役割を明確化すること等のため、この訓令を制定するものである。

川崎市学校情報セキュリティ基本方針に関する規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市学校情報セキュリティ基本方針に関する規程 平成24年7月27日教委訓令第2号</p> <p>(第1条 略) (定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 情報 各学校の教職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。</p> <p>(2) ネットワーク 電子計算機を相互に接続し、情報を伝送するための通信回線網その他の仕組みをいう。</p> <p>(3) 情報システム 各学校の教職員が職務上利用するハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報の処理を行う仕組みをいう。</p> <p>(4) 情報資産 情報及び情報システム <u>並びにこれらに関連する施設、設備等</u>をいう。</p> <p>(5) 情報セキュリティ 情報資産に係る機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。</p> <p>(6) 機密性 アクセスすることを認められた者に限り、アクセスできる状態をいう。</p> <p>(7) 完全性 破壊、改ざん、消去等をされていない状態をいう。</p> <p>(8) 可用性 アクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、アクセスできる状態をいう。</p> <p>(9) アクセス 情報資産に接触するあらゆる行為をいう。</p> <p>(10) 脅威 情報資産に対して障害又は影響を与える原因となるものをいう。</p> <p>(第3条 略)</p>	<p>○川崎市学校情報セキュリティ基本方針に関する規程 平成24年7月27日教委訓令第2号</p> <p>(第1条 略) (定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 情報 各学校の教職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。</p> <p>(2) ネットワーク 電子計算機を相互に接続し、情報を伝送するための通信回線網その他の仕組みをいう。</p> <p>(3) 情報システム 各学校の教職員が職務上利用するハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報の処理を行う仕組みをいう。</p> <p>(4) 情報資産 情報及び情報システムをいう。</p> <p>(5) 情報セキュリティ 情報資産に係る機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。</p> <p>(6) 機密性 アクセスすることを認められた者に限り、アクセスできる状態をいう。</p> <p>(7) 完全性 破壊、改ざん、消去等をされていない状態をいう。</p> <p>(8) 可用性 アクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、アクセスできる状態をいう。</p> <p>(9) アクセス 情報資産に接触するあらゆる行為をいう。</p> <p>(10) 脅威 情報資産に対して障害又は影響を与える原因となるものをいう。</p> <p>(第3条 略)</p>

改正後	改正前
<p>(情報セキュリティ管理体制)</p> <p>第4条 教育長は、情報セキュリティ対策を統一的、効果的かつ効率的に実施するため、役割と責任を明確にした管理体制（以下「情報セキュリティ管理体制」という。）を整備するものとする。</p> <p>2 <u>情報セキュリティ管理体制</u>を統括させるために<u>情報統括監理者</u>を置き、<u>教育次長</u>をもって充てる。</p> <p>3 <u>情報統括監理者</u>を補佐する<u>情報監理者</u>を置き、学校教育部長をもって充てる。</p> <p>4 学校の情報セキュリティ対策の責任者として情報管理責任者を置き、校長をもって充てる。</p> <p>5 学校の情報システムにおける情報セキュリティ対策の責任者として<u>情報システム管理者</u>を置き、総合教育センター情報・視聴覚センター室長をもって充てる。</p>	<p>(情報セキュリティ管理体制)</p> <p>第4条 教育長は、情報セキュリティ対策を統一的、効果的かつ効率的に実施するため、役割と責任を明確にした管理体制（以下「情報セキュリティ管理体制」という。）を整備するものとする。</p> <p>2 <u>管理体制</u>を統括させるために<u>情報統括監督者</u>を置き、<u>教育長</u>をもって充てる。</p> <p>3 <u>情報統括監督者</u>を補佐する<u>情報監督者</u>を置き、学校教育部長をもって充てる。</p> <p>4 学校の情報セキュリティ対策の責任者として情報管理責任者を置き、校長をもって充てる。</p> <p>5 学校の情報システムにおける情報セキュリティ対策の責任者として<u>情報システム責任者</u>を置き、総合教育センター情報・視聴覚センター室長をもって充てる。</p>
<p>(情報セキュリティ対策基準)</p>	<p>(情報セキュリティ対策基準)</p>
<p>第5条 <u>情報統括監理者</u>は、第3条に規定する情報セキュリティ対策を実施するための遵守すべき事項、判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>(<u>情報システム管理者</u>の責務)</p>	<p>第5条 <u>情報統括監督者</u>は、第3条に規定する情報セキュリティ対策を実施するための遵守すべき事項、判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>(<u>情報システム責任者</u>の責務)</p>
<p>第7条 <u>情報システム管理者</u>は、対策基準に基づき情報セキュリティ対策を実施するものとする。</p> <p>2 <u>情報システム管理者</u>は、所掌する情報システムについて情報セキュリティ対策を実施するために、情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を作成するものとする。</p> <p>3 <u>情報システム管理者</u>は、情報資産を取り扱う業務の全部又は一部を事業者に委託する場合は、情報セキュリティに関する法令、この訓令、対策基準及び実施手順の規定を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(情報セキュリティ監査)</p>	<p>第7条 <u>情報システム責任者</u>は、対策基準に基づき情報セキュリティ対策を実施するものとする。</p> <p>2 <u>情報システム責任者</u>は、所掌する情報システムについて情報セキュリティ対策を実施するために、情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を作成するものとする。</p> <p>3 <u>情報システム責任者</u>は、情報資産を取り扱う業務の全部又は一部を事業者に委託する場合は、情報セキュリティに関する法令、この訓令、対策基準及び実施手順の規定を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(情報セキュリティ監査)</p>

改正後	改正前
第8条 <u>教育長</u> は、情報セキュリティ対策の実施状況を検証するため、情報セキュリティに関する監査を実施するものとする。 (以下 略)	第8条 <u>情報統括監督者</u> は、情報セキュリティ対策の実施状況を検証するため、情報セキュリティに関する監査を実施するものとする。 (以下 略)